学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル ~「学校の新しい生活様式」~(2020.9.3 Ver.4)を踏まえた基本方針

幸手市立権現堂川小学校令和2年9月7日

1 趣旨 標記マニュアルに示された学校生活における基本的な対応について、従来 示された内容から変更された点があるため、変更点をわかりやすく明示し、児 童・保護者・地域・職員に周知する。

2 内容

- (1)学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について
 - これまでの事例からみる限りでは、学校関係者に感染者がいたとしても、マニュアルにしたがって感染症対策を行っていた場合、学校内で感染が大きく広がるリスクを下げることができると考えられる。
 - 学校の新しい生活様式
 - ①「3つの密」を避ける
 - ②人との間隔が十分にとれない場合のマスクの着用
 - ③手洗いなどの手指衛生
- → 地域の感染状況を踏まえ、学習内容や活動内容を工夫しながら可能な限り、授業 や各種行事等の教育活動を継続し、児童の健やかな学びを保障していく
 - ○管理体制の構築

どんなに感染症対策を行っても、感染リスクをゼロにすることはできないという事 実を前提として、感染者が確認された場合には、迅速かつ的確に対処することができ るよう、教育委員会、健康増進課との連携や、学校医・学校薬剤師等の専門家と連携 した学校における保健管理体制を築く

- (2)幸手市の行動基準(学校の設置者が「レベル」を判断する)
 - 幸手市は、新しい生活様式を踏まえた学校の行動基準が「レベル1」とされている。
 - ①身体的距離の確保・・・1mを目安に学級内で最大限の間隔をとる
 - ②感染リスクの高い教科活動・・・適切な感染対策を行った上で実施
- (3)学校の役割
 - ①朝の検温、手洗い・消毒の見守り体制
 - ②登下校時の見守り体制
 - ③感染者が確認された時の連絡体制
 - ④家庭・地域との連携(上記(1)①~③の理解と協力依頼)
- (4)学校の基本的な対策

学校は、児童が感染症を正しく理解し、リスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう、感染症対策に関する指導を行う。

ア)感染源を絶つ、イ)感染経路を絶つ、ウ)抵抗力を高める

- ①感染源を絶つ
 - ア)発熱等の症状がある場合は登校しない
 - イ) 登校時に検温確認、アルコール消毒をする
- ②感染経路を絶つ
 - ア)手洗い・・・こまめに水と石鹸で手洗いを行う、手指で目鼻口を触らない
 - イ)消毒液・・・一律持参を求めない、登校時・給食時にアルコール消毒を行う
 - ウ)タオル・・・ハンカチやタオルの共用、共有はしない
 - *消毒によりウィルスをすべて死滅させることは困難なため、手洗い・咳エチケット及び免疫力の向上に重点を置いた対策を重視する
 - エ)消毒のポイント
 - ・床や机・椅子の消毒の必要はない
 - ・接触部分は1日1回の消毒液による掃除を行う
 - ・トイレ・洗面所の特別な消毒の必要はない
 - ・共用物使用には、使用の前後に手洗いを行う
- ③抵抗力を高める
 - ア)十分な睡眠、イ)適度な運動、ウ)バランスのとれた食事、を心がける
- ④集団感染リスクへの対応
 - ア) 「3密」と「大声」に注意する
 - ・換気の悪い「密閉空間」・・・エアコンをつけていても窓は常に開ける
 - ・多数が集まる「密集場所」・・・レベル1では1m間隔目安、他はマスク着用
 - ・間近で会話や発声をする密接場面・・・距離が確保できなければマスク着用 *暑さ指数31以上の日や体育の授業ではマスクを外すよう指導する ただし、フェイスシールドのみは感染事例があり、距離をとるよう指導する イ)休み時間等
 - ・レベル1の地域でも、混雑を回避し、会話をする際も一定距離を保つなどの 指導をする
 - ・体の接触のある遊びは行わないように指導する
 - ウ)登下校の体制
 - ・lm目安の間隔を取るよう指導する
 - ・暑さ対策では間隔を確保してマスクを外したり、傘をさしたりするよう指導する
 - ⑤感染者が確認された時の対応
 - ア)本人から連絡があった場合、学校保健安全法第19条により出席停止とする
 - イ)感染者の濃厚接触者と保健所が指定した児童・職員は、接触日を起算日として 2週間を出席停止とするが、検査を受けて陰性だった場合はこの限りではない
 - ウ)校内は、接触部分を特定してアルコール等で消毒する
 - 工)児童・職員に感染が確認された場合、学校を1~3日間、臨時休業日とする

(5)その他

対処が不明な場合などでは、市教育委員会や学校医及び学校薬剤師の指導を受けて適切に判断する